

今治市原油価格及び物価高騰への対応に係る助成金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰の影響を受けた事業者等を支援するための助成金等について、当該助成金等の交付の申請、決定等の基本的事項を定めることにより、適正で効率的な助成金等の交付事務を行うことを目的とする。

2 この要綱の対象となる助成金等及びその目的については、別表に定めるところによる。

3 助成金等は、予算の範囲内において交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 助成金等 助成金、支援金その他名称のいかんを問わず経済的支援のため交付される金銭をいう。

(2) 交付対象者 助成金等の交付対象となる者で各別記に定める要件に該当する者をいう。

2 別記に掲げる用語の意義は、当該別記に定めるところによる。

(助成金等の額)

第3条 助成金等の額は、各別記に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 助成金等の交付の申請をしようとする交付対象者は、助成金等交付申請書兼請求書に領収書等の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書兼請求書の提出期間は、各別記に定めるところによる。

(交付の決定)

第5条 市長は、前項に規定する申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、助成金等の交付を決定し、助成金等交付決定通知書により速やかに交付対象者に通知するものとする。

2 前項の交付決定通知書は、助成金等の交付をもって省略することができる。

3 市長は、審査の結果、助成金等の交付が不適當であると認めるときは、その旨を不交付決定通知書により交付対象者に通知するものとする。この場合において、同項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

(決定の取消し)

第6条 市長は、交付対象者が次の各号に該当するときは、助成金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により助成金等の交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、助成金等交付決定取消等通知書により交付対象者に通知するものとする。

(助成金等の返還)

第7条 市長は、前条の規定により助成金等の交付の決定を取り消した場合は、交付対象者に対し期限を定めて当該助成金等を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第8条 交付対象者は、前条の規定により、助成金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等の額に充てられたものとする。

3 交付対象者は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、助成金等の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱（今治市バス・タクシー事業燃料費支援金に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に当該支援金の交付の申請をした者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

3 この要綱（今治市学校給食材料費高騰対応事業費補助金に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に当該補助金の交付の申請をした者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

4 この要綱（今治市保育所給食等材料費高騰対応事業費補助金に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に当

該補助金の交付の申請をした者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表 この要綱の対象となる助成金等

助成金等の名称	交付の目的
<p>今治市バス・タクシー事業燃料費 支援金 (令和5年3月31日失効)</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大に加えて原油価格高騰により深刻な経営状況となった貸切バス事業者及びタクシー事業者の経営を迅速に支援し、感染症等の収束後も、本市の市民生活及び経済活動を支える事業者の事業継続を可能とすること。</p>
<p>今治市学校給食材料費高騰対応事業費補助金 (令和5年3月31日失効)</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響下において、保護者の経済負担を軽減するとともに子育て世帯の支援を図ること。</p>
<p>今治市保育所給食等材料費高騰対応事業費補助金 (令和5年3月31日失効)</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響下において、保護者の経済負担を軽減するとともに子育て世帯の支援を図ること。</p>

別記

今治市バス・タクシー事業燃料費支援金

1 助成金等の用語

- (1) 貸切バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の許可を受けた者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者で福祉輸送事業限定許可を受けた者以外の者をいう。

2 交付対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社を置く貸切バス事業者又はタクシー事業者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 交付申請時において貸切バス事業及びタクシー事業を営み、かつ、今後も継続して当該事業を営む意思を有する者
- (4) 今治市暴力団排除条例第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない者

3 助成金等の額

(1) 貸切バス事業者

- ① 令和2年度における燃料油脂費を走行距離で除して、1kmあたりの燃料油脂費を算出(小数第6位を四捨五入)
- ② 令和3年度における燃料油脂費を走行距離で除して、1kmあたりの燃料油脂費を算出(小数第6位を四捨五入)

$(② - ①) \times (\text{令和3年度の実車走行距離}) \times 100 / 110 = \text{支援金の額 (円未満切捨て)}$

(2) タクシー事業者

ア 令和3年度における原油価格高騰分

- ① 令和2年度における燃料油脂費を走行距離で除して、1kmあたりの燃料油脂費を算出(小数第6位を四捨五入)
- ② 令和3年度における燃料油脂費を走行距離で除して、1kmあたりの燃料油脂費を算出(小数第6位を四捨五入)
- ③ $(② - ①) \times (\text{令和3年度の実車走行距離}) \times 100 / 110 = \text{燃料費高騰影響額 (円未満切捨て)}$

③－（燃油高騰相当分の支援として受領した国からの補助金額）＝支援金の額

イ 令和4年度における原油価格高騰分

① 令和2年度における燃料油脂費を走行距離で除して、1 kmあたりの燃料油脂費を算出（小数第6位を四捨五入）

② 令和4年度における燃料油脂費を走行距離で除して、1 kmあたりの燃料油脂費を算出（小数第6位を四捨五入）

③ $(②-①) \times (\text{令和4年度の実車走行距離}) \times 100 / 110 = \text{燃料費高騰影響額 (円未満切捨て)}$

③－（燃油高騰相当分の支援として受領した国からの補助金額）＝支援金の額

※貸切バス事業者及びタクシー事業者に対する支援金の交付は、同一の事業者について1回限りとする。ただし、支援金算定の対象が異なる場合は、この限りでない。

4 申請書の提出期間

支援金算定の対象	申請書の提出期間
前項（1）及び（2）アに係る部分	令和4年7月11日から令和4年8月19日まで
前項（2）イのうち令和4年4月から7月までの分	令和4年8月2日から令和4年9月15日まで
前項（2）イのうち令和4年8月から9月までの分	令和4年10月3日から令和4年11月15日まで
前項（2）イのうち令和4年10月から11月までの分	令和4年12月1日から令和5年1月16日まで
前項（2）イのうち令和4年12月から令和5年1月までの分	令和5年2月1日から令和5年3月10日まで
前項（2）イのうち令和5年2月から令和5年3月までの分	令和5年3月1日から令和5年3月31日まで